

2020年3月26日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 小畑雅子

新型コロナウイルス感染症対策にかかわる学校における教育活動の再開等に関する緊急要請書

2月27日、安倍首相による「一律休校要請」により全国の学校で大きな混乱が生じました。政府・文科省は、新型コロナウイルス感染症対策にともない生じる課題について学校現場がすみやかに対応できるよう、子どものいのちと健康を守ることを最優先にした専門家・教育関係者の英知を集め、各学校や教育委員会の実状や要望を把握し、必要な財政支援等の緊急措置をとることが必要です。

3月24日付「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において、新学期を迎える学校の再開に向けて具体的な方針が示されましたが、今後、開校するにあたって、各学校や教育委員会が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、主体的に検討し判断することとともに、国の責任で、十分な財政措置をとり、早急な検査体制やだれもが気軽に相談できる体制を確立し、すべての子どもたちのいのちと健康・安全を確保することが求められます。

以上の観点から、下記の点を緊急に要請します。

記

1. 開校するにあたっては、国の責任で十分な財政措置をとり、すべての子どもたちのいのちと健康・安全を確保するための体制を確立すること。
 - (1) 学校現場において「3つの条件が同時に重なる場」（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」）を避けるために必要な対策を講じること。
 - ① 緊急に必要な教職員を増員配置するなど、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備をおこなうこと。
 - ② すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、体温測定機器等を確保すること。
 - ③ 必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - (2) 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。
 - ① 子どもに保健室での対応が可能なるよう、人的財政的支援を緊急におこなうこと。
 - ② 心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
 - ③ 学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることができるよう対策をとること。
 - (3) 特別支援学校等のスクールバスの増車ができるようにすること。
2. 2020年度の教育課程の編成において、休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に

対応するものであることを徹底すること。

- ① 一律休校によって学習できなかった内容の指導については、機械的に授業時数を確保することで対応するのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
- ② 子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度や運動や休養、睡眠等を保障するため、子どもたちの負担が過重とならないように配慮すること。
- ③ 文科省が依頼し各教科書発行者が作成した、補充のための授業等の資料の使用を押しつけないこと。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が急変した子どもたちの学資を負担している者に対し、下記の対応をおこなうよう指導を徹底すること。

- ① 入学料や授業料など学納金の納付が困難な者に対して、都道府県や各教育委員会が入学料等の減免、減額及び猶予をおこなうこと。
- ② 入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請期日までに申請書の提出が困難な場合、柔軟な対応をおこなうこと。年度途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助をおこなうこと。
- ③ 高校等就学支援金や高校生等奨学給付金について、状況に応じ、申請期間を延長するなど柔軟な対応をおこなうこと。年度途中においても授業料減免措置等の必要な支援をおこなうこと。奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに対応すること。
- ④ 各制度の内容や問い合わせ先を周知徹底し、相談に対して丁寧に対応すること。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。

5. 市区町村や派遣会社に雇用された臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障するよう指導すること。

以上